

(健Ⅱ8F)

令和2年4月3日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び  
就業制限の取扱いについて」の一部改正について

本年2月21日付け(健Ⅱ278F)をもってご連絡申し上げました感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて、今般、同取扱いの一部を改正し、4月2日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)あて別添の通知がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者(症状なし、かつPCR検査陽性)の退院基準に係るPCR検査の実施時期について、初回については「症状軽快(無症状病原体保有者の場合は陽性確認)から48時間後」を「24時間後」に、初回陰性確認後の2回目については、「12時間後」から「24時間後」に改めるものであり、詳細は厚生労働省通知をご参照ください。

なお、改正後の退院基準等については、軽症者等に対して宿泊・自宅療養を行った場合の解除基準にも用いることになっており、詳細は別途お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)